



第2期 三次市農業振興プラン

持続可能な地域農業の確立
～夢が持てる農業の実現～

令和3年6月
広島県三次市



目 次

1 第2期三次市農業振興プランの策定について	
1 策定の趣旨	1
2 位置づけ	1
3 期間と検証	1
2 三次市農業の現状と課題	
1 農家、農地の動向	2
2 経営構造の変化	3
3 持続可能な農業・農村	4
3 農業振興の施策の成果と課題	
1 プランの検証	5
2 アンケート調査結果	8
3 農業振興の課題	11
4 農業振興の基本方針と施策体系	
1 農業振興の基本方針	12
2 農業振興の施策体系	13
5 基本施策	
三次の農業をリードする農家の育成・確保	14
1 新規就農者の育成・確保	14
2 集落法人・認定農業者等の育成・強化	16
農業・農村を支える多様な担い手の育成	18
3 多様な「ツナガリ」による地域人材の育成	18
4 多様な担い手の育成・確保	18
競争力のある産地の育成	20
1 スマート農業の推進	20
2 振興作物野菜3億円産地の実現	22
3 果樹・花き11億円産地の実現	24
地域の特性を生かした農畜産物の生産振興	26
4 薬用作物等の地域資源を活用した作物の生産振興	26
5 みよし産まれ・みよし育ち「みよし和牛」ブランド化の推進	28
6 酪農の経営基盤の安定強化	29
7 安全・安心な農畜産物の生産促進	29
8 需要に応じた米づくりの推進	30
三次産農畜産物の魅力アップによる販路拡大	31
1 地産地消の推進強化	31
2 6次産業化の推進と『交流』『情報発信』による販売力の強化	32
農業・農村環境の保全と活用促進	33
1 有害鳥獣被害防止対策の強化	33
2 地域ぐるみによる農地の保全と利用促進	35
6 将来構想	
(仮称)みよしアグリパーク構想	36

1 第2期三次市農業振興プランの策定について

1 策定の趣旨

～第2期三次市農業振興プランの策定趣旨～

農家の減少や農業従事者の高齢化が進み、米を始めとする農産物の需要動向の変化とともに国内の農業構造も変わりつつある中で、国の農業政策も含めた動向を見据え、農業所得の向上を図り、本市の基幹産業である農業を持続可能なものとするため、平成28年度から令和2年度までの5年間を計画期間として、三次市農業振興プランを策定しました。プランでは、「持続可能な地域農業の確立～夢が持てる農業の実現～」を将来像として掲げ、「担い手の育成・強化」「農畜産物の生産力強化」「販売力の強化」「農地等の保全」を取組の4本柱として、施策を展開してきました。

この5年間で、TPP11をはじめ、日EU・EPAなどの自由貿易協定が次々と発効され、また、平成30年7月に発生した西日本豪雨をはじめ、近年頻発している大規模災害の復旧も途上の中、農産物の流通、需要動向に大きな影響を及ぼしている新型コロナウイルス感染症の発生など、当初は想定されなかった動きが生じています。

このような中、本プランの計画期が終了するため、このたび令和3年度から5年間の新たなプランとして「第2期三次市農業振興プラン」を策定しました。策定にあたっては、現行プランの成果・課題を検証したうえで、内外の情勢変化、今後の見通し、関連計画等との整合性、農業関係者からの意見等を勘案し取りまとめました。

2 位置づけ

～上位計画、関連計画と当該プランの位置づけ～

本プランは、平成26年3月に策定された「第2次三次市総合計画」（平成26年度～35年度）を上位計画とし、その農業分野の部門計画として位置づけます。

また、「三次市まち・ひと・しごと創生総合戦略」における、新規就農者を中心とした担い手の育成・確保や、認定農業者など中山間地域の農業・農村を支える担い手の育成、ICTを活用し、省力化・軽労化・効率化や技術の継承など新たな農業の展開、地域資源を生かした農畜産物等多様な産業発展の可能性への挑戦や、観光と一体化した農業の展開を基本としています。

こうした基本指針を踏まえながら、本市の農業振興を図るうえでの基本目標や基本施策等について、より具体的に示すものであり、「JA三次第8次地域営農振興計画」（令和元年度から令和3年度）、「JA庄原営農振興計画」（令和元年度から令和3年度）、「2025広島県農林水産業アクションプログラム」（令和3年度から令和7年度）等との整合性に留意するとともに、市内の農業者（認定農業者等、中山間地域等直接支払制度協定地区代表者）を対象にアンケート調査を行うなど、関係者がめざすべき方向性を共有し、連携による取組を進めるうえで指針となるものです。

3 期間と検証

～第2期農業振興プランの対象期間と検討の実施～

本プランの期間は、令和3年度から令和7年度までの5か年とします。

なお、国内の経済・社会情勢の変化や国の農業施策の動向など、さまざまな環境変化に対応しながら、各施策の実施状況、成果、数値目標の達成状況等について、毎年検証を行います。

注) TPP11: オーストラリア、ブルネイ、カナダ、チリ、日本、マレーシア、メキシコ、ニュージーランド、ペルー、シンガポール、ベトナムの11か国による物品やサービス及び投資、知的財産のほか、環境、労働等を含む高水準の包括的な経済連携協定で平成30年12月に発効

日EU・EPA: 日本とEUによる経済連携協定で、平成31年2月に発効

2

三次市農業の現状と課題

1 農家、農地の動向

～農家(農業経営体)及び農地(経営耕地)の動向～

(1) 農家及び農業従事者等の動向

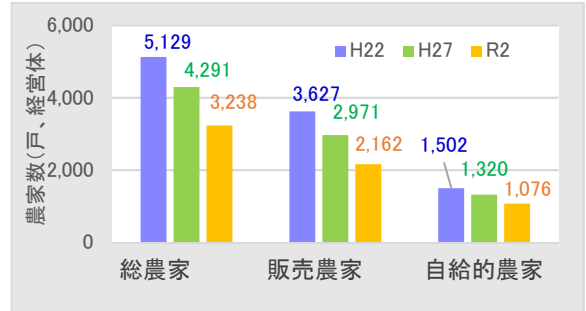
令和2年の総農家数は3,238戸で、この10年間で1,891戸(37%)減少しています。うち販売農家は1,465戸(40%)の減、自給的農家も426戸(28%)減少しています。要因としては、経営が個人から集落法人に移行したことが挙げられますが、ここ数年は高齢化による減少が主な要因として考えられます。

令和2年の基幹的農業従事者(主に自営農業に従事している農業従事者)の総数は2,372人で、平成22年からの10年間で860人(27%)減少しています。

特に、55歳から64歳までの令和2年の従事者数は220人となっており、平成22年の536人から10年間で316人(59%)減少しています。原因の一つとして、高齢者雇用安定法改正にともなう退職年齢の実質的な引き上げなどが影響していると思われます。

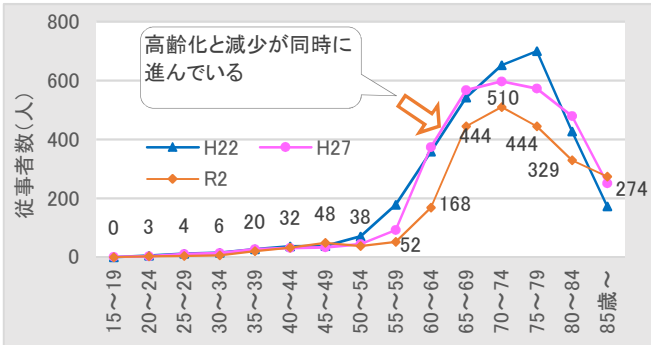
また、平均年齢についても、令和2年は72.4歳となっており、従事者数の減少と高齢化が同時に進んでいる中で、農業の担い手確保への影響が懸念されます。

図1-1 総農家数の推移



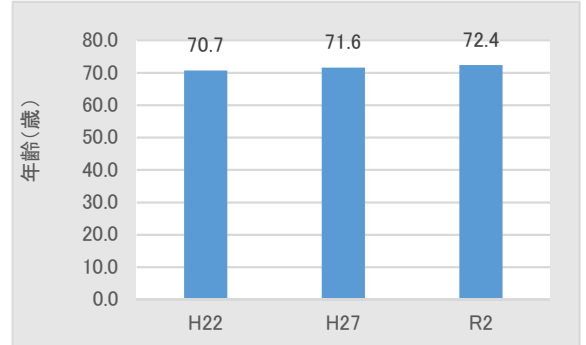
資料: 農林業センサス

図1-2 基幹的農業従事者数の推移(年代別)



資料: 農林業センサス(R2は農業経営体(個人), 他は販売農家)

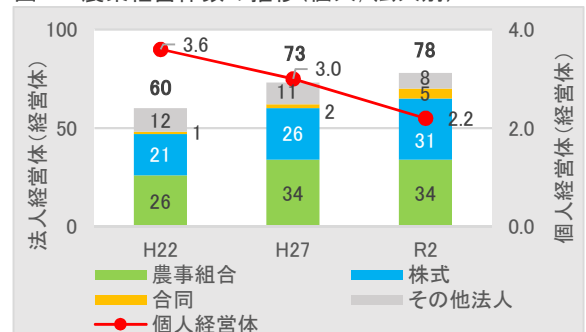
図1-3 基幹的農業従事者の平均年齢



資料: 農林業センサス(R2は農業経営体(個人), 他は販売農家)

令和2年の農業経営体数(個人経営体)は2,171経営体で、平成22年の3,646経営体と比較すると1,475経営体(40%)減少しています。一方、令和2年の法人経営体数は78経営体で、平成22年の60経営体から30%増加しています。農事組合法人をはじめ、株式会社や合同会社などの会社経営も増えており、担い手の構造も個人から組織へと変わりつつあります。

図1-4 農業経営体数の推移(個人, 法人別)



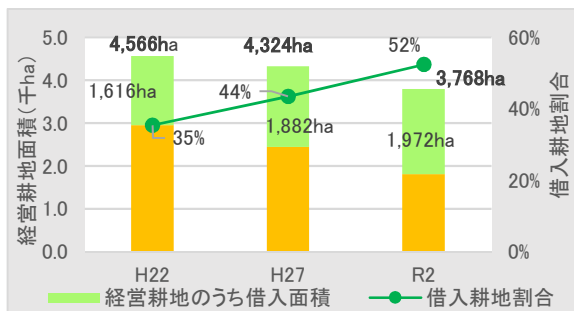
資料: 農林業センサス

(2) 農地(経営耕地)の動向

令和2年の経営耕地面積は3,768haで、この10年間で798ha(17%)減少しています。一方、経営耕地のうち借入耕地面積は、令和2年は1,972haとなっており、10年間で356ha(22%)増加しています。

また、経営耕地面積全体に占める借入耕地面積割合は、平成22年の35%から令和2年では52%に拡大しており、農地を借り受ける経営体の存在と役割はますます大きくなっています。

図1-5 経営耕地面積及び借入耕地等の推移



資料: 農林業センサス

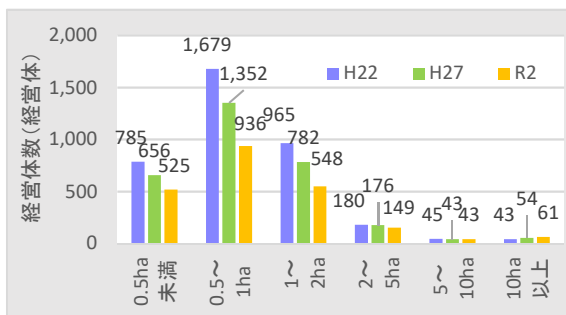
2 経営構造の変化

～農業経営規模(経営耕地面積規模、販売金額規模)の動向～

経営耕地規模2ha未満の令和2年の経営体数は2,009経営体で、平成22年の3,429経営体と比較して1,420経営体(41%)減少しています。

同様に経営規模が2～10haの経営体数もわずかに減少していますが、10ha以上の経営体数は43経営体から61経営体へ42%増加しており、集落法人等への農地集積とともに規模拡大が進んでいます。

図2-1 経営耕地規模別経営体数

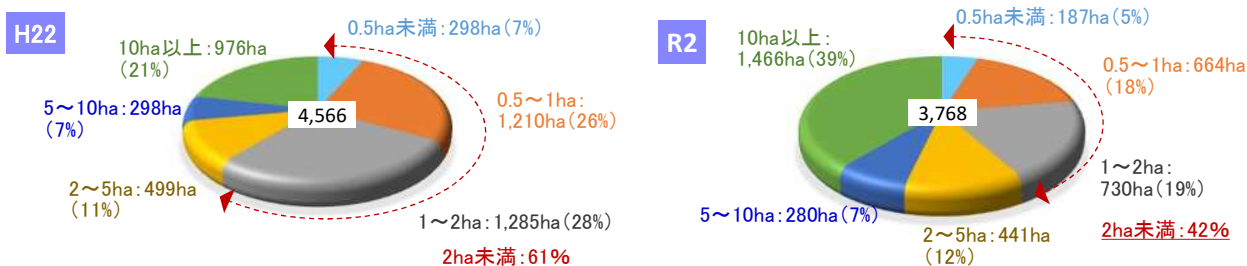


資料: 農林業センサス

経営耕地規模別面積の各経営規模における面積シェアをみると、2ha未満の経営体が占める経営耕地面積は約1,580ha総面積の42%を占めています。平成22年の同面積2,793ha、割合61%と比較すると、この10年で小規模経営体が経営の縮小あるいは減少する一方で、経営規模の拡大が進んでいることがわかります。

農地利用の主体が経営規模の大きな経営体に移りつつある一方で、経営規模が1ha未満(1,461経営体)の経営体も全体の65%(1,461経営体/2,262経営体)を占めている状況を踏まえると、農地の保全を図っていく上では、大規模経営だけでなく小規模農家も大きな役割を果たしていると考えられます。

図2-2 経営耕地規模別面積の比較(H22, R2)

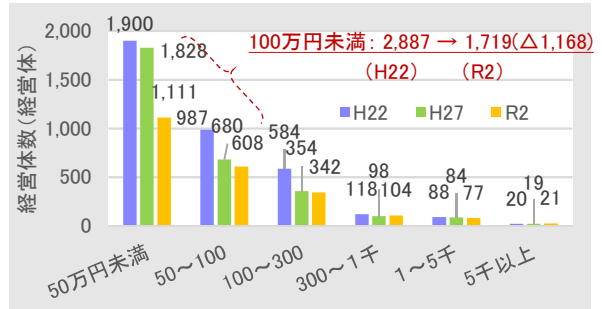


資料: 農林業センサス

販売金額規模別経営体のうち、販売金額が100万円未満の令和2年の経営体数は1,725経営体で総経営体数2,262に対して76%を占めており、ほとんどは小規模経営体となっています。平成22年との比較では1,162経営体(40%)減少しています。また、販売金額1千万円以上の令和2年の経営体数は総経営体数の4%に相当する91経営体となっており、この10年間で17経営体が減少しています。こうした中で、僅かに増加しているのは販売金額が5千万円以上の経営体という状況です。

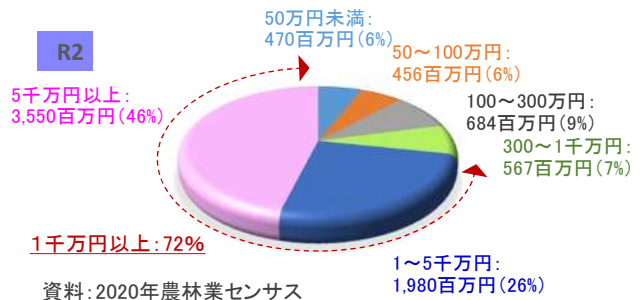
また、令和2年の販売金額規模別経営体に対応する販売金額及びその割合を見ると、経営体数割合では4%だった販売金額1千万円以上の経営体に対応する販売金額の割合は、全体の7割を占める状況となっており、経済的な側面からみると大規模経営体の存在の大きさが分かります。

図2-3 販売金額規模別経営体数の推移



資料: 農林業センサス

図2-4 販売金額規模別販売額



資料: 2020年農林業センサス

3 持続可能な農業・農村

～環境に配慮した持続可能な農業等の取組～

令和2年3月に閣議決定された新たな「食料・農業・農村基本計画」では、農業の成長産業化を促進するための産業政策と、農業・農村の有する多面的機能の維持・発揮を促進するための地域政策を、引き続き車の両輪として推進し、食料自給率向上と食料安全保障の確立を図ることとしています。

また、施策の推進に際しては、SDGsの8つの基本的な視点を掲げ、関連施策を展開することとされています。この基本的な視点については、「人材の育成・確保と生産基盤の強化」や「スマート農業の加速化等」のほか「SDGsを契機とした持続可能な取組」が掲げられています。

特に、SDGsについては世界的な関心の高まりの中で、農林水産省は、農業分野における経済・社会・環境の諸課題に総合的に取り組み、環境に配慮した生産活動の積極的な推進などの具体的な施策を展開することとしています。

本市においても、これまで農業振興の取組として、環境保全型農業や地産地消、6次産業化の推進、多面的機能直接支払等を活用した道水路・ため池等の維持保全、都市農村交流などに取り組んできましたが、今後とも、こうした施策の継続的な取組とともに、SDGsの理念を踏まえ、持続可能な農業の確立に努めていく必要があります。

SUSTAINABLE DEVELOPMENT GOALS



特に農業との関連が強い目標及びターゲット

- 目標2 飢餓をゼロに(持続可能な食料生産システム確保)
- 目標8 働きがいも 経済成長も(障がい者等の働きがい)
- 目標9 産業と技術革新の基盤をつくろう(環境に配慮した技術・産業プロセスの導入)
- 目標11 住み続けられるまちづくりを(気候変動の緩和と適応)
- 目標12 つくる責任、つかう責任(食料の廃棄半減、自然と調和したライフスタイル)
- 目標13 気候変動に具体的な対策を(自然災害への強靱化)
- 目標15 陸の豊かさも守ろう(生物多様性の損失を阻止)
- 目標17 パートナリシップで目標を達成しよう(情報通信技術利用を強化、官民、市民のパートナーシップ)

中山間地域等直接支払制度、地産地消・6次産業化の推進、食育の推進、防災・減災対策、スマート農業の推進等

3

農業振興の施策の成果と課題

1 プランの検証

～第1期三次市農業振興プランの総括・検証～

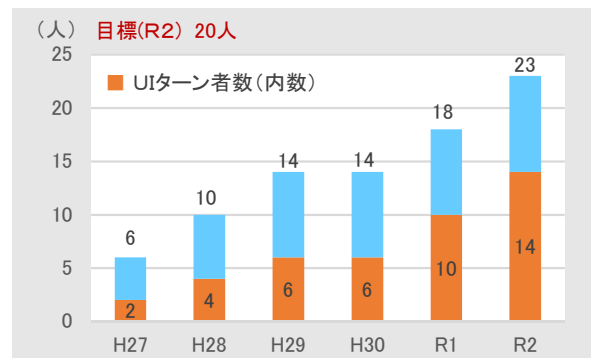
第1期三次市農業振興プランでは、「担い手の育成・強化」、「農畜産物の生産力強化」、「販売力の強化」、「農地等の保全」を取組の4本柱として施策を展開してきました。

担い手の育成・強化

- ◆ 三次市の農業をリードする農家の育成・確保
- ◆ 農業・農村を支える多様な担い手の育成

□ 新規就農者の育成・確保については、(株)JAアグリ三次による研修農場の整備とともに、JA、県、市で組織する新規就農推進チームによる相談、研修、就農までの一貫した支援を通じて、認定新規就農者は着実に増加しています。今後は、認定新規就農者の早期の経営安定に向けた生産基盤の拡充やより実践的な研修カリキュラムの実施にも取り組んでいく必要があります。

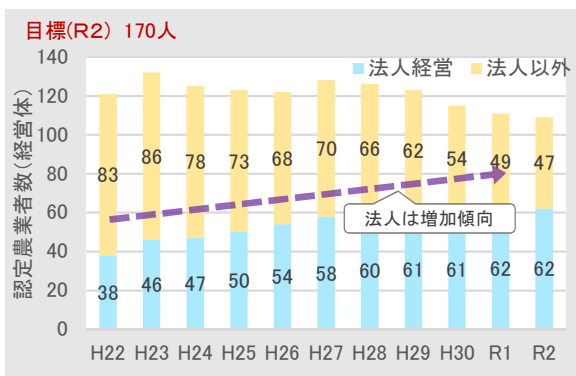
図1-1 認定新規就農者数(累計)の推移



資料:三次市

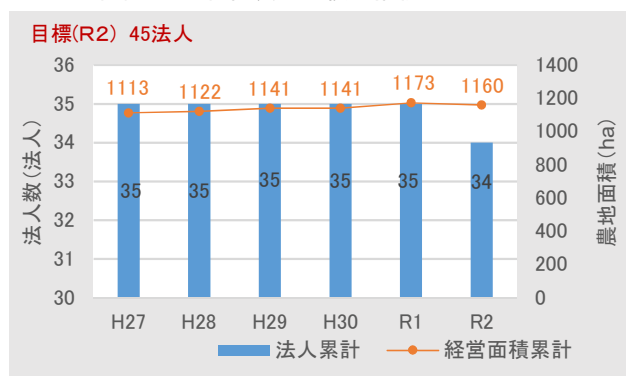
- 認定農業者数は、この5年間で個人経営体が大きく減少しています。これは高齢化等により認定更新をされないことなどによるものと考えられます。一方で新たに認定を受ける方も増加傾向にあり、今後も担い手の経営安定に向けた取組を進めていく必要があります。
- 集落法人数、集積面積は横ばいの状況です。今後は、法人間連携や省力化技術の導入等による経営の効率化に取り組んでいく必要があります。

図1-2 認定農業者(法人経営体)数の推移



資料:三次市

図1-3 集落法人と経営農地面積の推移



資料:三次市

農畜産物の生産力強化

- ◆ 競争力のある産地の育成
- ◆ 地域の特性を生かした農畜産物の生産振興

□ アスパラガスは、農家の高齢化等によって生産面積は僅かに減少傾向にありますが、新規就農者や集落法人による作付面積は増加しています。また、ハウス栽培の面積も増加しており、収量も増加傾向にあります。今後は、ハウス導入を積極的に推進するとともに、収量増加のための新たな栽培技術を取り入れるなど、所得向上に向けて取り組んでいく必要があります。

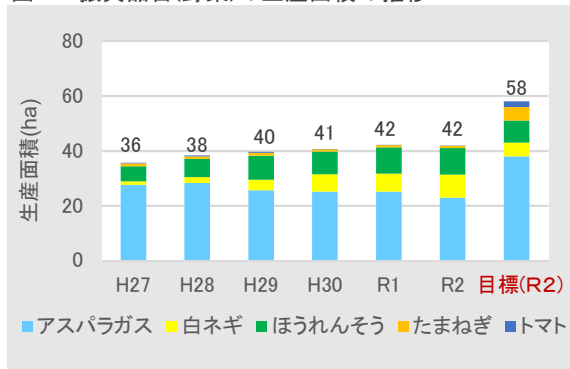
□ 生産基盤の整備等の支援を通じて、新規就農者による、ほうれんそうの生産面積、集落法人等による白ねぎの生産面積は拡大しています。収益性の高い作物を中心に、新たな栽培技術を取り入れるなど生産面積拡大のため支援を続ける必要があります。

□ 果樹のうち、ぶどうは堅調な価格動向等を背景に、この5年で売上額は1億円以上増加しています。一方、梨、ゆずについては、生産者の高齢化や担い手不足などにより、販売額、生産面積ともに伸びていません。県内のトップブランドとして認知されている、ピオーネを中心としたぶどうの産地化に向け、更なる支援が必要です。

□ 花きの生産面積は減少しており、経営規模に応じた生産を推進し、新たな生産者の確保につなげていく必要があります。

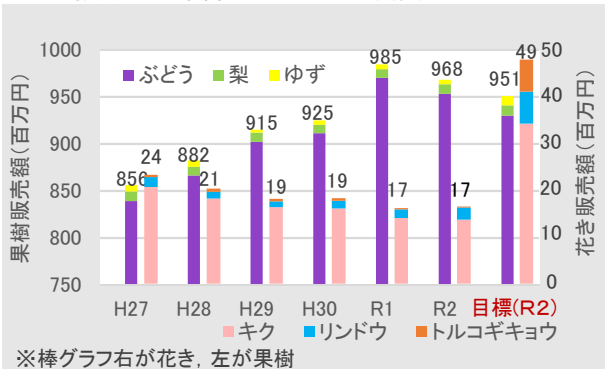
□ 肉用牛は、高齢化による飼養農家数は減少傾向にありますが、担い手を中心に規模拡大など生産を強化する中で、飼養頭数を維持しています。ICT活用による省力化など生産力強化を図っていく必要があります。

図1-4 振興品目(野菜)の生産面積の推移



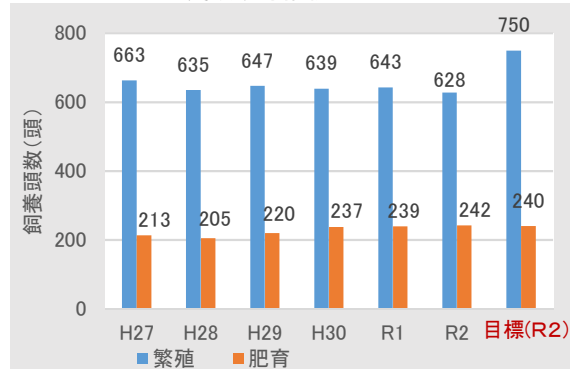
資料:三次市

図1-5 振興品目(果樹・花き)の販売額推移



資料:三次市

図1-6 肉用牛飼養頭数等推移



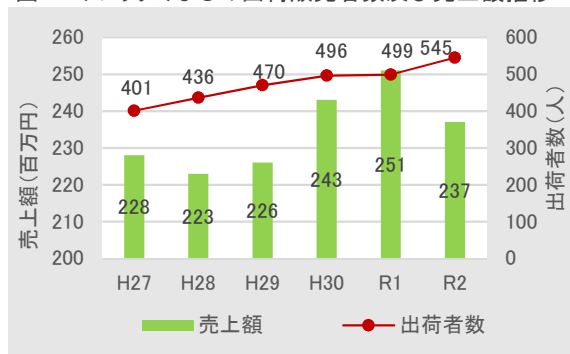
資料:三次市

販売力の強化

◆ 三次市産農畜産物の魅力アップによる販路拡大

□ 消費者ニーズを踏まえた生産振興とともに少量多品目農産物の販路を確保するため、トレッタみよしを核とした販売力強化に取り組み、出荷者は500人を超え、売上も2億円以上を維持しています。一方で、学校給食などの地産地消の推進とともに、直売施設等との連携を通じた販売促進に取り組む必要があります。

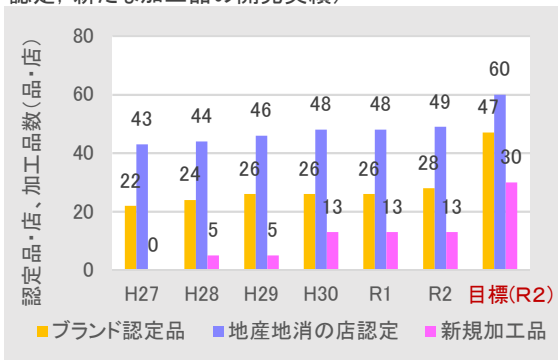
図1-7 トレッタみよしの出荷販売者数及び売上額推移



資料:三次市

- 6次産業化では、みよしブランドの認定や生産者の加工品開発支援等に取り組む中で一定の成果を上げることができましたが、取組の継続性や商工観光部署との連携など、より効果的な取組を進めていく必要があります。

図1-8 6次産業化の実績(ブランド認定, 地産地消の店認定, 新たな加工品の開発実績)



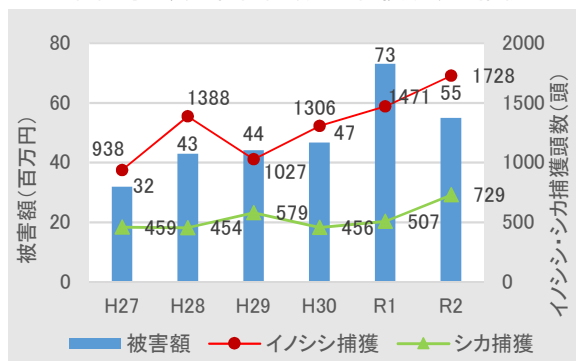
資料:三次市

農地等の保全

◆ 農業・農村環境の保全と地域資源の活用促進

- 有害鳥獣被害対策では、駆除班を中心に精力的な取組を展開する中で、イノシシ・シカの捕獲頭数は増加しています。一方、被害も増加傾向にある中で、今後は、捕獲体制の強化を推進するとともに、ICT技術を活用した環境整備、侵入防止等について、集落ぐるみによる活動を強化していく必要があります。

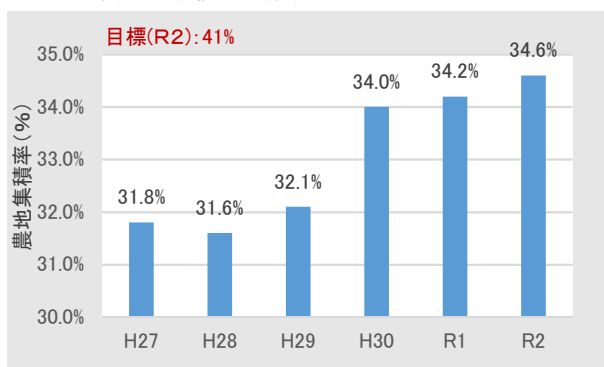
図1-9 有害鳥獣農作物被害額及び捕獲頭数の推移



資料:三次市

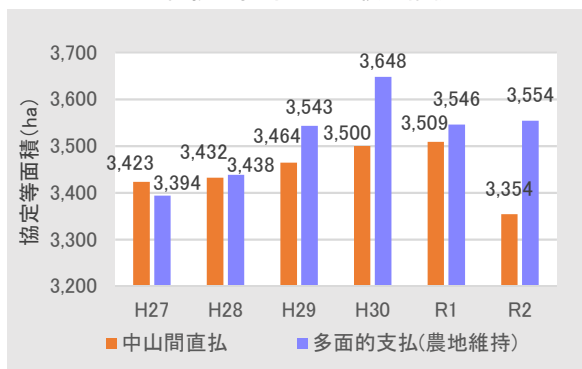
- 農地や農業用施設の保全、管理、農地集積については、人・農地プラン策定のための話し合いや中山間地域等直接支払制度、多面的機能支払等制度活用を通じて取り組む中で、一定の成果を挙げることができました。一方、高齢化や労働力の確保、事務等の負担増などに苦慮している実態もあり、今後は、地域農業の維持に向けて、広域的な視点で取組を推進していく必要があります。

図1-10 農地の集積率の推移



資料:三次市

図1-11 中山間直接支払等取組面積の推移



資料:三次市

2 アンケート調査結果

～継続的または新たに取り組むべき課題～

(1) 認定農業者等の将来の経営意向及び経営課題

～現在と5年後の経営(部門)及び経営規模(拡大・縮小等)について

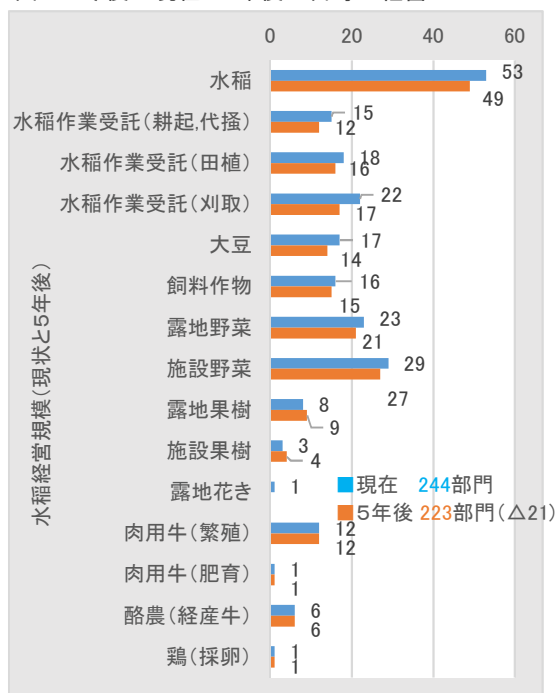
認定農業者等(新規就農者含む)の現在と5年後の生産部門をたずねたところ、経営部門数は、現状延べ244部門に対して、5年後は延べ223部門と21部門が減少(未記載含む。)する結果となりました。特に、水稲作(受託含む。)を中心に経営からの撤退、縮小が懸念されます。

一方で、水田農業の経営規模に関する調査項目では規模拡大を指向している経営体が6割近くあることから、こうした意欲的な担い手への農地や作業の集積を図ることが重要になってきます。

図2-2 水田経営の今後の経営意向(拡大、縮小等)



図2-1 今後の現在と5年後の自身の経営について

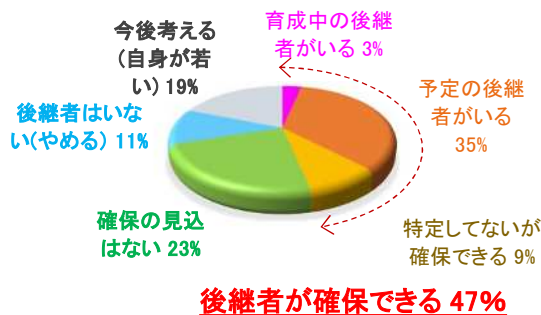


～後継者の有無について～

認定農業者等(新規就農者含む。)の後継者確保では、今後の見込みも含め「確保できる」と回答した割合は47%でした。

新規就農等で自身が若い経営者を除き、「後継者が確保できない」と回答した割合は34%となり、今後は、こうした経営体の経営資源(農地や農業用施設、生産ノウハウ等)を意欲ある経営体にいかに継承していくかが課題といえます。

図2-3 後継者の有無(認定農業者92人対象)



～農業経営の課題と取り組むべき農業振興施策について～

認定農業者が重視している経営課題としては、「生産技術の向上」に次いで「鳥獣被害対策」、「雇用労働力の確保」、「後継人材の育成」、「ハウス施設等整備」となっており、生産性向上に向けた技術や人材確保が上位に挙がっています。

優先すべき農業振興施策としては、「鳥獣被害対策」とともに「認定農業者育成」(担い手育成)の2つに意見が集中する結果となりました。

図2-4 今後重視する経営課題(認定農業者)

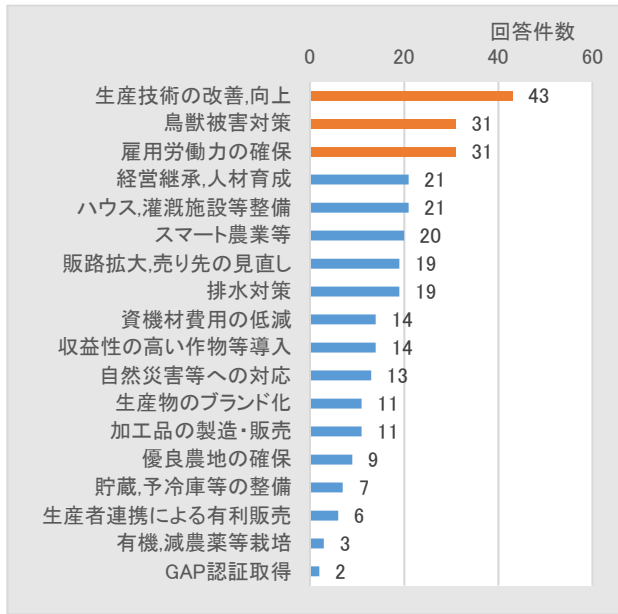
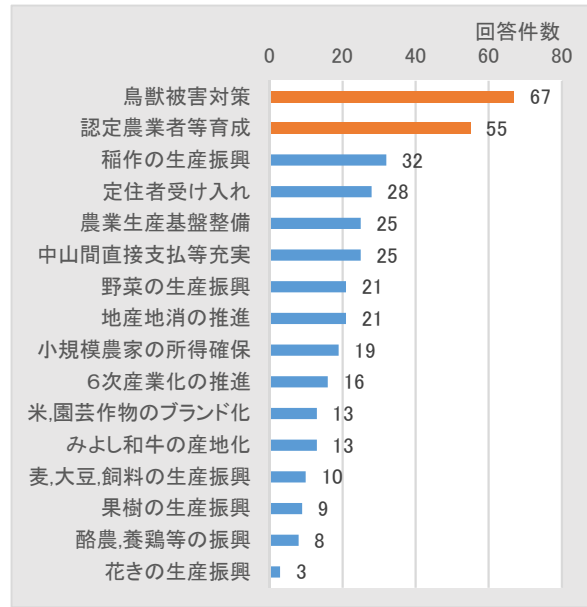


図2-5 優先して実施すべき施策(認定農業者)



(2) 中山間地域等直接支払制度等の取組について

～協定面積及び参加農家数～

本市における中山間地域等直接支払の協定における取組面積は、10ha未満が50%で比較的小さな面積の取組が多くなっています。

また、参加農家数については、10戸未満の協定が約半数を占めており、少人数での取組が多いことがわかります。

図2-6 中山間地域等直接支払の協定面積

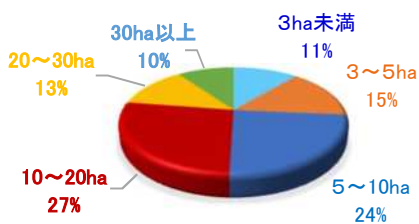
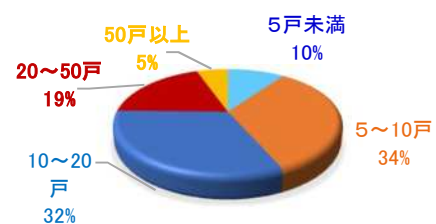


図2-7 中山間地域等直接支払の協定面積



～取組に係る課題について～

中山間地域等直接支払の取組に関する意識について、「農家の高齢化が進む(活動に支障が出る)」や「農家の世帯数が減っている」、「後継者世代の活動参加が減っている」の問いに対しては「強く思う」が多くを占めており、高齢化や労働力の確保が大きな課題であることが伺えます。

一方で、「事務の負担」といった項目に関しては、協定集落の規模や取組内容等によって回答の傾向に大きな差が出ている状況です。

図2-8 中山間地域等直接支払の取組に関して「農家の高齢化が進む」が課題だと思うか

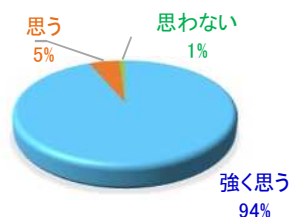


図2-9 中山間地域等直接支払の取組に関して「農家の世帯数が減っている」ことが課題だと思うか



図2-10 中山間地域等直接支払の取組に関して「後継者世代の活動参加の減少」が問題だと思うか



図2-11 中山間地域等直接支払の取組に関して「事務の負担が大きい」ことが問題だと思うか



～今後、活動をしていく上で必要な取組について～

今後、中山間地域等直接支払制度を使って共同活動をしていくために必要な条件としては、「事務の簡素化」や「広域化」に向けた意見が挙げられています。また、多面的機能支払制度については、活用していない協定が約3割あり、中山間地域等直接支払制度と一体的に取り組んでいく必要があると思われます。

一方で、「広域化」については、「広域化や連携は不要」とする意見も一定割合あるなど、地域の実情を踏まえながら広域化などについて、検討を進めていく必要があると思われます。

図2-12 中山間地域等直接支払を続けるうえで必要と思われる取組

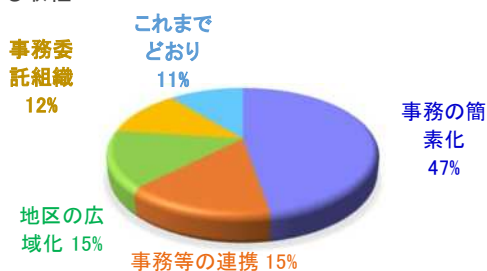


図2-13 中山間地域等直接支払の広域化に関して

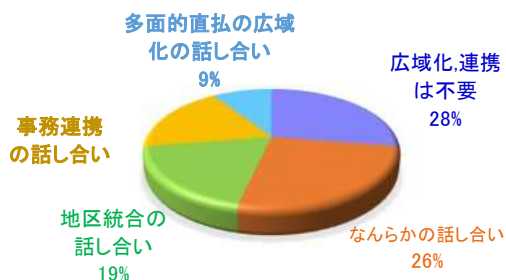


図2-14 多面的機能支払の交付金も活用について



■アンケート調査結果概要

[実施対象者]

- ①認定農業者等（令和2年11月時点）
 - ・認定農業者（106）認定新規就農者（20）
 - 回収92（回収率73%）
- ②中山間地域等直接支払制度協定地区代表者（224）
- 回収206（回収率92%）

3 農業振興の課題

～継続的又は新たにに取り組むべき課題～

農業・農村を取り巻く情勢変化やこれまでの施策実施の検証，関係者や農家の意見等を踏まえ，次期プランの策定に際して踏まえるべき取組課題と盛り込むべき視点を以下のとおり整理します。

基本施策と次期プランにおける取組課題	次期プランの視点
<p>担い手の育成・強化</p> <ul style="list-style-type: none"> ◆ 三次市の農業をリードする農家の育成・確保 <ul style="list-style-type: none"> 新規就農者の早期の経営安定を図る必要がある。 地域の農業をリードし担う人材として，定住に結び付く就農を促進する必要がある。 担い手間の連携等による広域的な取組が必要である。 作業の軽労化，省力化技術の導入を進める必要がある。 ◆ 農業・農村を支える多様な担い手の育成 <ul style="list-style-type: none"> 労働力確保のためのマッチングの仕組みづくりが必要である。 農業にふれあう場の提供により，農業に対する理解を深め新たな人材の確保に取り組む必要がある。 	<ul style="list-style-type: none"> ➤ 早期経営安定の促進 ➤ 就農・定住の促進 ➤ 経営基盤の強化 ➤ 農作業の省力化・軽労化(スマート農業) ➤ 栽培・経営管理の高度化(スマート農業) ➤ 担い手間連携の促進 ➤ 農業体験，農福連携の推進
<p>農畜産物の生産力強化</p> <ul style="list-style-type: none"> ◆ 競争力のある産地の育成 <ul style="list-style-type: none"> 野菜，果樹，花きの振興作物について，更なる産地形成を図るため，担い手の育成・確保対策と一体的に施策を進める必要がある。 生産性向上のための良好な生産基盤の確保，技術向上を図る必要がある。 ◆ 地域の特性を生かした農畜産物の生産振興 <ul style="list-style-type: none"> 地域の特性を生かした農畜産物の生産振興を継続して，取り組む必要がある。 遊休農地等を活用した新たな品目の導入を推進し，地域資源の有効活用を図る必要がある。 	<ul style="list-style-type: none"> ➤ アスパラ，白ねぎ，ほうれんそうの生産拡大 ➤ ぶどうの生産拡大 ➤ 薬用作物の推進 ➤ みよし和牛の増頭 ➤ 収量増や省力化の取組(スマート農業) ➤ 生産性の高い基盤整備(適地確保，施設整備等)
<p>販売力の強化</p> <ul style="list-style-type: none"> ◆ 三次産農畜産物の魅力アップによる販路拡大 <ul style="list-style-type: none"> トレッタみよしの集客力，販売力，情報発信力，拠点機能等を生かし，少量多品目をはじめ，三次産農畜産物の販売力の強化を一層進める必要がある。 インターネット販売等により，三次産の農畜産物のPRや販路の拡大を図る必要がある。 食育の推進とともに，学校給食への市内産農畜産物の供給を拡大していくための取組を進める必要がある。 6次産業化や農商工連携を推進し，農畜産物の付加価値を高める必要がある。 	<ul style="list-style-type: none"> ➤ トレッタみよしの機能強化(情報発信力，販売力，拠点機能の強化) ➤ インターネット販売 ➤ 学校給食への農産物供給体制の整備(生産者，学校関係者) ➤ 6次産業化・農商観工連携推進体制の強化
<p>農地等の保全</p> <ul style="list-style-type: none"> ◆ 農業・農村環境の保全と農地の活用促進 <ul style="list-style-type: none"> 有害鳥獣被害を防止，低減するために必要な対策を継続的に実施するとともに，より効果的かつ省力的に取り組むことができるよう，実施体制の強化や新たな技術の導入を進める必要がある。 農地や農業用施設等の農村資源を良好に管理，保全するため，集落の話し合いを推進し，担い手と地域の連携や中山間地域等直接支払制度等の広域化などによる地域農業を支える仕組みづくりを進める必要がある。 	<ul style="list-style-type: none"> ➤ 有害鳥獣モデル集落集落による捕獲体制強化 ➤ ICT技術(遠隔監視，遠隔操作等)の導入 ➤ 中山間地域等直接支払制度等の広域化 ➤ 人・農地プランの推進

4

農業振興の基本方針と施策体系

1 農業振興の基本方針

本プランは、本市の農業の現状、課題や農業を取り巻く情勢を踏まえ、「三次市まち・ひと・しごと総合戦略」に沿って、農業所得の向上を図り、本市の基幹産業である農業を持続可能な農業とするため、4つの「基本方針」を定め、その実現に向けて今後5年間で取り組む「基本施策」をまとめました。そのうち、特に重点的に取り組むものを「重点施策」として位置づけ、農業所得の向上につながる各事業を展開していきます。

なお、「基本施策」に掲げた各事業において実施する支援事業には、新規事業、拡充事業のほか、既に実施している主な事業を掲載しています。

【4つの基本方針】

担い手の育成・強化

- 将来の三次の農業を担う新規就農者を、関係機関が一体となった総合的な支援体制で育成するとともに、地域農業の中心的な担い手である集落法人や認定農業者等の担い手の育成・強化を図ります。
- 食や農業に関心を持つ市民や都市住民との様々な接点を通じて、地域農業との「ツナガリ」を創出し、農業をサポートする人、半農半Xとして就農する人、地域農業の良き理解者として産地を支える消費者など、農業を支える様々な人材の育成、確保を図ります。

農畜産物の生産力強化

- 収益性が高く一定の販路が確保されている農産物を重点品目とし、先進的な栽培技術や省力化・軽労化に結びつくスマート農業技術の導入を促し、経営規模の拡大、作業の効率化、生産管理の高度化等を通じて生産性の向上を図ります。
- 地域の特性を生かした作物の導入・普及、生産の定着と産地化、耕畜連携をはじめとする担い手間の連携等を通じて、地域資源を活用した生産振興を推進します。

販売力の強化

- 市民に対して新鮮、安全・安心な三次産農畜産物を供給するため、直売施設や学校給食を通じた地産地消の取組を強化します。
- 直売施設等を活用して、三次産農畜産物の魅力アップを図るとともに、6次産業化等による農畜産物の新たな付加価値の創出やブランド化に取り組み、販売力の強化を図ります。

農地等の保全

- 有害鳥獣による農作物等の被害防止を図るため、総合的な有害鳥獣被害防止対策に取り組むとともに、効果的な捕獲体制の充実強化を図ります。
- 農業・農村が有する多面的機能を維持・発揮するため、担い手への農地集積や農業生産基盤の整備、景観形成等、地域ぐるみによる農業・農村資源の保全と活用を促進します。

2 農業振興の施策体系

《施策体系図》

※★印は特に重点的に取り組む事業

将来像	基本方針	基本施策	取組内容	重点
持続可能な地域農業の確立 〜夢が持てる農業の実現〜	担い手の育成・強化	三次の農業をリードする農家の育成・確保	1 新規就農者の育成・確保	★
			2 集落法人・認定農業者等の育成・強化	★
		農業・農村を支える多様な担い手の育成	3 多様な「ツナガリ」による地域人材の育成	
			4 多様な担い手の育成・確保	
	農畜産物の生産力強化	競争力のある産地の育成	1 スマート農業の推進	★
			2 振興作物野菜3億円産地の実現	★
			3 果樹・花き11億円産地の実現	★
		地域の特性を生かした農畜産物の生産振興	4 薬用作物等の地域資源を活用した作物の生産振興	★
			5 みよし生まれ・みよし育ち「みよし和牛」ブランド化の推進	
			6 酪農の経営基盤の安定強化	
			7 安全・安心な農畜産物の生産促進	
			8 需要に応じた米づくりの推進	
	販売力の強化	三次産農畜産物の魅力アップによる販路拡大	1 地産地消の推進強化	★
			2 6次産業化の推進と『交流』・『情報発信』による販売力の強化	
	農地等の保全	農業・農村環境の保全と活用促進	1 有害鳥獣被害防止対策の強化	★
2 地域ぐるみによる農地の保全と利用促進			★	

1 新規就農者の育成・確保

〔重点施策〕

次世代の担い手として、後継者やU・Iターン者等の定住に結びつく新規就農者を育成するため、独立して経営できる経営モデルを確立し、関係機関が一体となり取組を推進します。

【数値目標】

内 容	R2年度	R7年度
認定新規就農者累計数（人）	23	45

定住に結びつく新規就農者の育成・確保

- ◆ 地域おこし協力隊の制度等を活用し、幅広い人材の新規就農者を確保するとともに、（株）JAアグリ三次による農業研修により新規就農者の育成を強化します。
- ◆ 経営モデルの確立や研修カリキュラムの充実などにより、研修体制の強化を図ります。
- ◆ 農業研修生を受け入れる認定農業者を支援し、地域でのサポート体制の充実を図ります。
- ◆ 農業研修生の就農実践農地（研修2年目）におけるハウスリース料を支援します。
- ◆ JA、県、市で組織する新規就農推進チームが中心となり、就農相談から独立就農に至るまでの各段階において、必要な支援を行う総合的なサポート体制の構築を図り、定住に結び付く新規就農者を育成します。



新規就農者の早期経営安定

- ◆ 早期の経営安定を図るため、農業機械・設備等の初期導入経費を支援します。
- ◆ 新たな担い手の受入を希望する地域や農業者と新規就農者をマッチングし、農地や施設、栽培技術等の経営継承の仕組みづくりの構築に取り組みます。

実施する主な支援事業

○農業研修者受入支援事業

（株）JAアグリ三次による農業研修における、研修生、受入農家等を支援します。

○認定新規就農者リースハウス等整備支援事業

（株）JAアグリ三次の農業研修における、のれん分けにかかるリース経費を支援します。

○認定新規就農者育成支援事業

自ら農業経営を行う新規就農者に対して、農業経営の早期安定化を図るため、農業機械・設備等の導入経費を支援します。

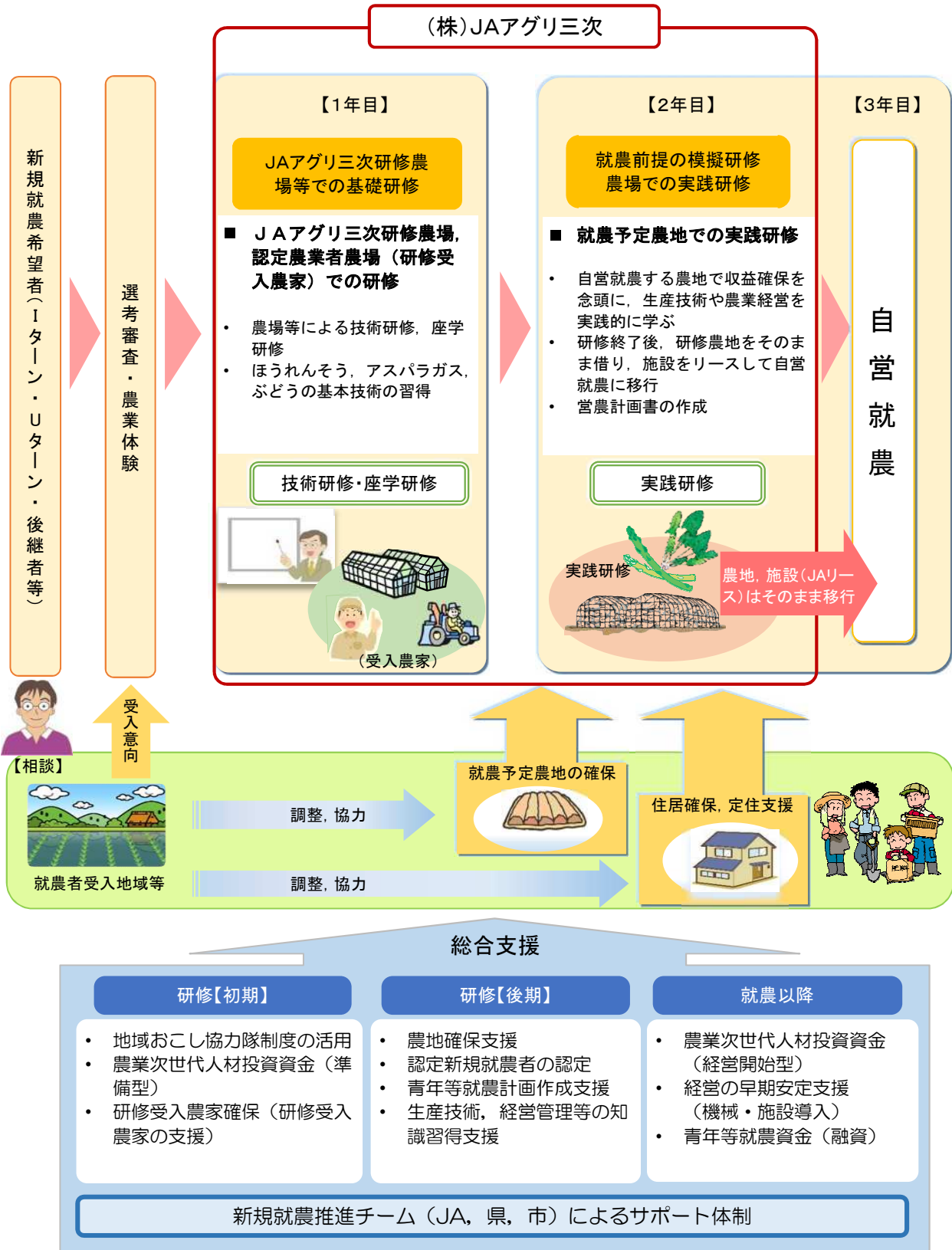
○経営継承支援事業

第三者継承によって取得した施設等の改良、改修、果樹等の改植に要する経費を支援します。

のれん分け：研修期間中は（株）JAアグリ三次の研修施設（リース）、農地で研修し、研修終了後、そのまま施設をリースし、農地を借り受けて自営就農を行う制度

「のれん分け」方式によるスムーズな就農受入

○ JA、県等の関係機関や認定農業者等との連携により新規就農支援体制を整備し、U・Iターン者などの定住に結びつく新規就農者を確保するため、地域おこし協力隊制度等を活用し、就農相談から独立就農まで生産技術の習得をはじめ、生産基盤や住居の確保など総合的なサポートを行います。



2 集落法人・認定農業者等の育成・強化

〔重点施策〕

農地の有効利用や生産の効率化を図るため、認定農業者、集落法人等の担い手への農地集積や経営規模拡大に対する支援を行い、産地の中核としてリードする認定農業者の育成・強化を図ります。

【数値目標】

内 容	R2年度	R7年度
法人間連携組織設立数（件）	0	2
認定農業者数（経営体）	109	120
農地集積率（％）	34.6	41



経営の高度化，農地集積等による経営の安定化支援

- ◆ 担い手の農地集積（利用権設定）に対し支援します。
- ◆ 振興作物の導入による規模拡大や高品質化など、農業経営の安定化に取り組む経営体を支援します。
- ◆ 作業実績管理ソフト（クラウド型）を活用し、日々の作業状況や農業のノウハウ、技術をデータ化（見える化）し、分析することで経営改善につなげていくためのICT活用セミナーや普及促進に取り組みます。
- ◆ 担い手による第三者継承を支援し、農業資源（施設、設備、技術等）のスムーズな経営継承を推進します。

担い手間の連携体制の構築

- ◆ 集落法人等担い手の農作業の省力化等による経営の効率化を高めるため、担い手間の連携による農業機械の共同利用や作業・労力の連携等の仕組みづくりに取り組みます。
- ◆ 法人間連携組織の仕組みづくりに取り組みます。
- ◆ 畦畔の草刈作業の受委託など、担い手不足の地域で農地を守る仕組みづくり、体制の構築に取り組みます。



実施する主な支援事業

○農地集積支援事業

認定新規就農者、認定農業者の経営安定と農地の有効活用を図るため、賃借権による担い手への農地集積に対して支援します。

○経営継承支援事業

第三者継承によって取得した施設等の改良、改修、果樹等の改植に要する経費を支援します。

○法人間連携支援事業

地域農業の中心となる担い手である集落法人の連携の取組を支援します。

○集落法人等新規雇用事業

集落法人や認定農業者が、後継者育成や経営の多角化を図るための雇用に対して支援します。

○経営の高度化等のための施設・機械等の導入支援

振興作物（アスパラガス、白ねぎ、ほうれんそう）や果樹（ぶどう）、花き（菊）の生産に要する施設、機械等の導入経費を支援します。

経営の高度化，農地集積等による経営の安定化支援

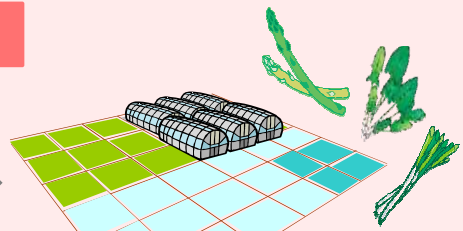
人・農地プランの話し合い

【地図情報システム】



担い手への農地集積

計画的な農地の集積



【生産性向上，農地利用促進】

地域，農業委員会，県，JA，市が連携

ICT活用による作業管理等

デジタル技術を活用し，生産や経営管理の高度化へ



ノウハウの習得

【環境モニタリング等】

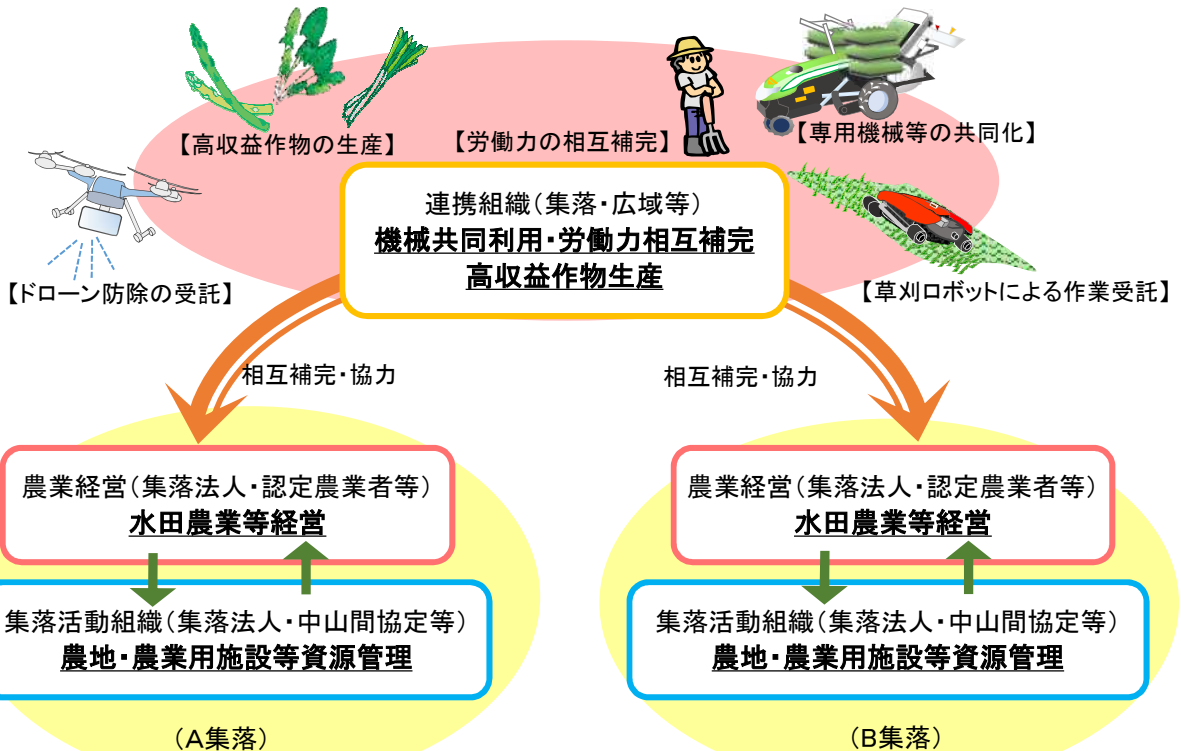
【経営や技術の見える化】
【出荷予測（労力確保）】



【作業の実績管理等】

生産・経営管理の高度化

法人・担い手間連携による労力・機械等有効活用



農業・農村を支える多様な担い手の育成

田園回帰の志向が高まる中、農業交流体験活動等、農業を身近に感じる取組を推進し、若者や女性、市外在住者、非農業従事者等、「ツナガリ人口」の拡大につなげ、半農半Xなど多様な就農、農業・農村を支える多様な担い手として地域人材育成の取組を推進します。

3 多様な「ツナガリ」による地域人材の育成

- ◆ 一時的に人材を必要とする農家と農業生産等に関心がある市民等のマッチングによる、人材確保の仕組みづくりに取り組みます。
- ◆ 障がい者等の農業分野での活躍を通じて、自信や生きがいを創出し、社会参画を促す農福連携の取組を推進します。
- ◆ 農のあるライフスタイル等、多様化するニーズに対応するため、田園回帰の志向をサポートするとともに、地域での受入体制を整備し、新たな担い手の確保を図ります。



4 多様な担い手の育成・確保

- ◆ 小規模農家が農業に意欲的に取り組み、所得の向上を図ることができるよう、農産物直売施設や学校給食などを販路とした野菜、果樹、花き等の生産振興を推進します。
- ◆ 地域の農業者や関係機関が連携し、遊休農地等を活用した農業にふれあう場の提供等により、市民等が参加できる取組を通じて農業に対する理解・関心を深めます。
- ◆ 多様な農泊ニーズに対応するため、農家民泊の開設を支援し、農業体験や三次産農畜産物の魅力を体験する場を創出します。



実施する主な支援事業

○地産地消応援事業

学校給食への提供、直売所への販売を目的とした農作物の生産促進を図るため、ビニールハウス導入・かん水施設や機械導入経費を支援します。

○農泊用宿泊施設開業支援事業

多様化する農泊ニーズに対応するための農泊用宿泊施設の開業に要する経費を支援します。

○地産地消の店認定事業

三次産農畜産物および加工品を食材として積極的に使用する飲食店を認定することで、消費の拡大を図るとともに地産地消を推進します。

「ツナガリ」から多様な人材の育成・確保へ

直売施設での農畜産物の購入や農業体験など、市民や都市住民との様々な接点から「ツナガリ」を創発し、農業サポーターや半農半Xとして農業に従事する人、あるいは、消費を通じて地域農業を支える農業の良き理解者を育成していくための仕組みづくりに取り組みます。



半農半X：農業と他の仕事を組み合わせた農村での暮らし方。これに関連し、国は、令和2(2020)年6月に「特定地域づくり事業推進法」を施行し、若者の安定した雇用の受け皿として「特定地域づくり事業協同組合」を設立することで半農半Xの実現を後押しすることとしている。

1 スマート農業の推進

〔重点施策〕

J A, 県, 関係団体, 市で構成する三次市スマート農業推進協議会が中心となり, I C T 技術を活用した取組を推進し, 生産性の向上やほ場管理の効率化, 畦畔管理の省力化など, 中山間地域における次世代へつなぐ新しい農業の確立に取り組みます。

I C T 技術を活用した栽培管理の高度化, 生産性の向上

- ◆ 自動調光や自動かん水, 足場管軒高ハウスを導入し環境制御による収量アップに取り組みます。
- ◆ モニタリング機器や作業管理のクラウドシステムのデータの連動により, 収穫日を予測するシステムを構築し, 収益性の向上を図るとともに, 収穫労力の確保を計画的に行う仕組みづくりに取り組みます。
- ◆ 作業管理システムの導入により日々の作業や栽培ノウハウ, 技術をデータ化(見える化)し分析することで, 経営改善につなげます。
- ◆ クラウド型作業管理システムを活用し, 地域の農地情報のデータベース化に取り組みます。



スマート農業機械の導入による省力化, 軽労化の実現

- ◆ ドローンやラジコン草刈機を活用するとともに, 法人間連携や地域間の連携による管理作業の省力化の仕組みづくりに取り組みます。
- ◆ 負担の大きい果樹園等の下草管理にロボット草刈機を活用し省力化に取り組みます。



実施する主な支援事業

○スマート農業実証事業

I C T 技術を活用し, 中山間地域における次世代につなぐ新しい農業の確立に向け, 省力化, 低コスト化, 高収量化の取組を支援します。

○I C T 技術に関する研修会等の開催

I C T 技術活用に関する研修会等を開催し, 理解を深めるとともに, 普及を図ります。

注) スマート農業: ロボット技術やICTを活用した新たな農業を「スマート農業」とし, 現在, 農林水産省や民間企業等も含め, 農作業の省力化, 軽労化のための技術や, 栽培管理の精密化, 経営管理の見える化, 流通・販売の効率化など様々な分野での研究開発, 技術導入, 実用化に係る取組が進められている。

ICT: Information and Communication Technology の略で情報通信技術のこと。農業におけるICTの主な活用例では, 施設栽培における環境制御, 熟練農家の生産管理情報のデータ化, トレーサビリティの管理等がある。

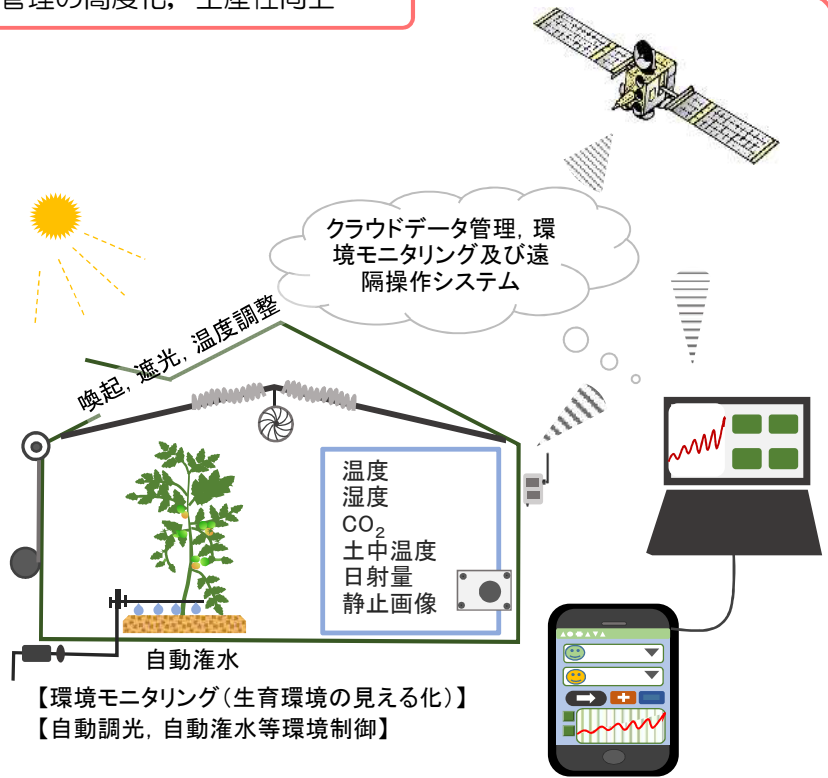
ICT技術を活用した栽培管理の高度化，生産性向上

環境モニタリング(試行)
(データ収集，見える化)

モニタリング等データ活用
(データ活用ノウハウ習得)

遠隔制御等導入検討
(費用対効果の検証)

ICT, AI技術の実用化，普及
(栽培管理高精度化・省力化
技術習得・継承)



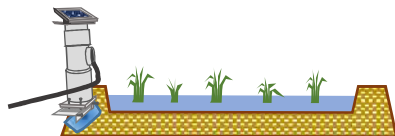
スマート農業機械，施設等導入による省力化，軽労化

スマート技術の検証
(視察，試験導入)

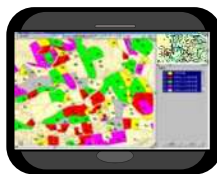
技術導入の費用対効果検証
(技術，生産基盤の検討)

導入体制整備
(法人間・地域間連携の調整)

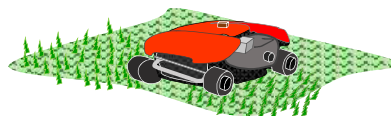
スマート技術・施設導入・普及
(機械等導入，生産基盤等整備)



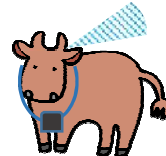
【水田の水管理(遠隔監視), 遠隔操作】



【作業計画・実績の見える化,
作業管理の効率化】



【草刈ロボットによる作業省力化】

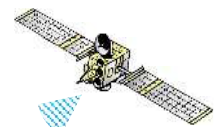
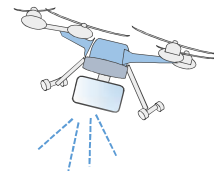


【家畜の疾病, 発情把握】



【作業日誌記帳の省力化,
データ活用による管理の高度化】

【ドローン防除の受託】



クラウド

インターネット

2 振興作物野菜3億円産地の実現

〔重点施策〕

消費者ニーズや収益性が高く、一定の販路が確立されている作物を重点品目とし、生産面積の拡大や生産性向上等に必要な支援を行い、農業所得の向上を図るとともに、産地としての競争力を高めます。

【数値目標】 (面積:ha, 販売額:百万円)

品 目		R2年度	R7年度
アスパラガス	面積	22.9	30
	販売額	121	200
白ねぎ	面積	8.4	10
	販売額	15	22
ほうれんそう	面積	9.7	13
	販売額	52.7	78
重点品目 計	面積	41	53
	販売額	188.7	300



アスパラガス2億円産地化に向けた支援

- ◆ ハウス導入を積極的に推進するとともに、収量増加のための新たな栽培技術を取り入れ、所得向上をめざします。
- ◆ 土壌づくりから管理・収穫までの流れを栽培形態ごとにマニュアル化し、栽培技術の定着を図ります。
- ◆ 枠板式高畝栽培の導入による省力化、ICT技術を活用したハウス環境制御等による収量アップを実現し、経営モデルを確立します。

重点品目の導入・産地化推進

- ◆ 重点品目（アスパラガス、ほうれんそう、白ねぎ）の導入を普及促進し、栽培面積の拡大を図ります。
- ◆ ほうれんそうにおける播種日から収穫日を予測するシステムの導入により、収益性の向上を図るとともに、収穫労力の確保を計画的に行う仕組みを構築します。
- ◆ ハウスや施設・設備の導入を支援し、栽培面積の拡大を図ります。



実施する主な支援事業

○振興作物産地化推進支援事業

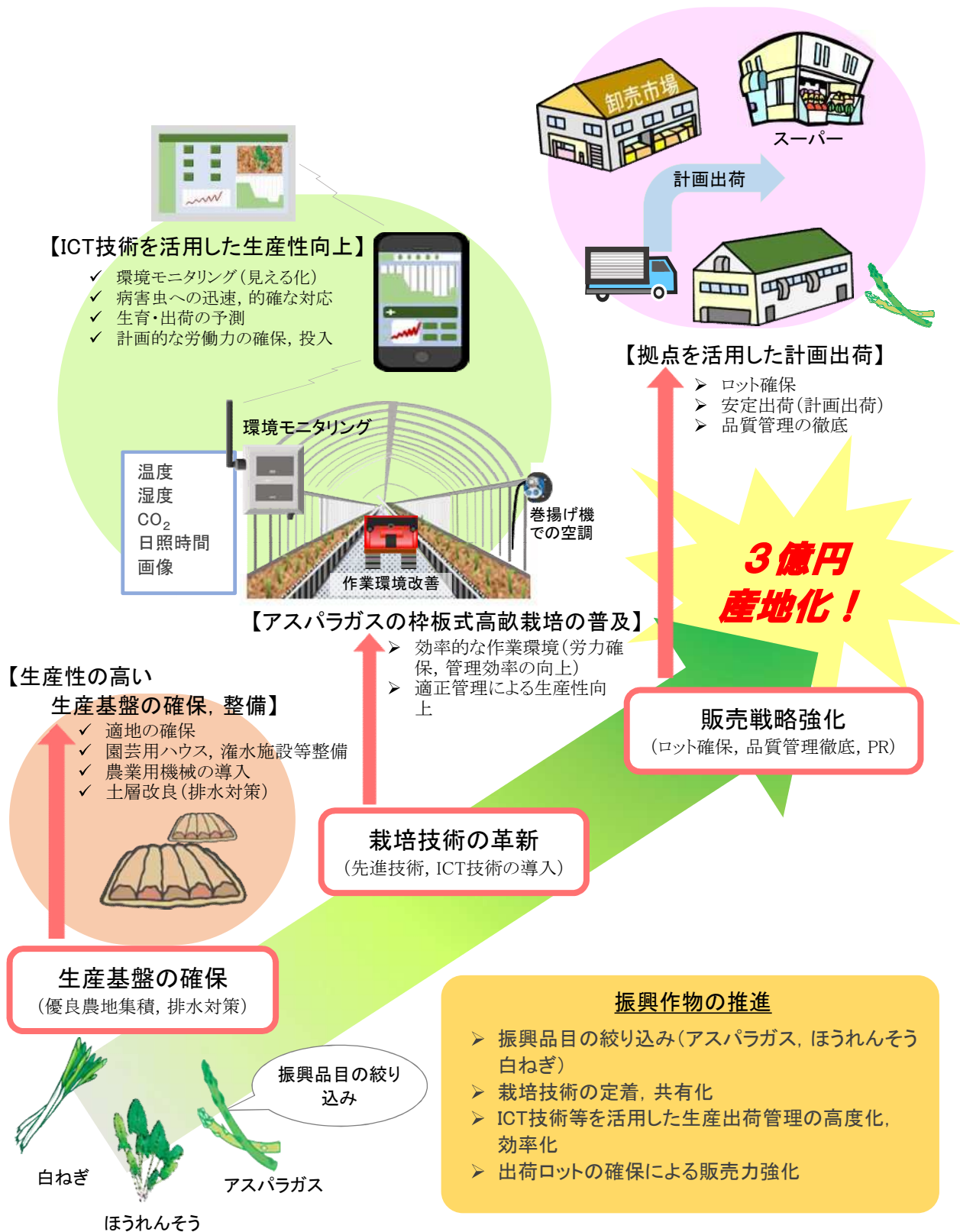
重点品目（アスパラガス、ほうれんそう、白ねぎ）の生産拡大のための施設・機械等の導入経費を支援します。

○栽培技術の安定・向上等支援

J A、県などの関係機関と連携し、栽培研修会の開催や栽培マニュアルを作成し、栽培技術の安定や向上を図る等、支援体制を充実し、生産面積の拡大を図ります。

振興作物野菜産地化イメージ

- 振興作物野菜を中心に、栽培技術の安定・向上、生産性の向上を図ります。
- 集落法人や認定農業者等担い手間の連携推進、省力的な生産、集出荷体制の整備等を通じて、有利販売の実現とともに産地化を図ります。



3 果樹・花き11億円産地の実現

〔重点施策〕

県のトップブランドとして広く認知されているぶどう（ピオーネ）や市場評価の高い菊の生産力を高めるとともに、生産面積を拡大し、産地化を図ります。

【数値目標】

(面積: ha, 販売額: 百万円)

内容		R2年度	R7年度	内容		R2年度	R7年度
ぶどう	面積	57.6	65	菊	面積	3.6	5
	販売額	953.2	1,080		販売額	14	20

ぶどうの生産面積の拡大による更なる産地化の推進

- ◆ 果樹の新規栽培や規模拡大に必要な、施設整備やほ場改良を支援します。
- ◆ 関係機関と連携し、栽培技術向上のための講習会を開催するなど、品質及び収量の安定、向上を図ります。
- ◆ 研修機関等との連携により新規就農者の育成・確保を図り、栽培面積の拡大を図ります。
- ◆ ICT技術を活用した、新たな技術の導入やロボット草刈機の実証等による省力化について取り組みます。



菊のブランド力を生かした産地化の推進

- ◆ 県内でもトップクラスのブランド力がある菊の新規栽培、規模拡大に必要な施設やほ場等の整備を支援します。
- ◆ 収益性の高い複合経営の園芸品目として、経営規模に応じた導入を促進するとともに、新たな生産者の確保、生産面積の拡大を図ります。
- ◆ 関係機関と連携し、栽培技術講習会を開催するなど、栽培技術、品質、収量の向上を図ります。



実施する主な支援事業

○果樹・花き生産振興支援事業

産地化の推進や農業所得の向上を図るため、ぶどう、菊の新規植栽、作付拡大に必要なほ場改良、施設の整備、機械等の導入経費を支援します。

○地産地消応援事業

学校給食への提供、直売所への販売を目的とした農作物の生産促進を図るため、ビニールハウス導入・かん水施設や機械導入経費を支援します。

ぶどう産地の競争力強化

担い手の育成・確保

- 後継者や新規就農者の育成
 - 研修機関との連携による新規就農者の育成
 - 新規就農者の研修受入体制整備（受入農家への支援）
 - 栽培技術講習会（ICT活用、栽培技術の向上）

生産性の高い園地確保

- 生産基盤の整備
 - 規模拡大のための施設整備

ニーズに応じた生産

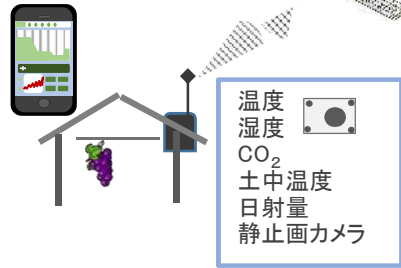
- 需要の高い品種導入
 - シャインマスカット、クインシーナ等の導入（新規植栽支援）



生産出荷量の確保 品質の安定向上

～ICT活用による品質安定向上、省力化～

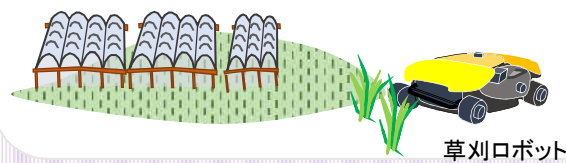
- ✓ 需要に応じた品種導入（改植等）
- ✓ 高品質、安定生産
- ✓ 後継者への技術継承



ブランド力の強化

- 情報発信、PRの強化
 - 直売、市場、ネット通販等多様な販売
 - 情報発信力の強化

～草刈ロボット導入による樹園地管理の負担軽減～



菊産地の維持、発展

担い手の育成・確保

- 新規参入者の確保
 - 経営規模に応じた導入を促進し、新たな生産者を確保
 - 高い技術を持った農家からの栽培技術の指導、研修体制等の充実

生産基盤等の整備

- 生産基盤の整備
 - 排水対策、土づくり等への支援
 - ハウス、かん水施設等の整備

需要への対応

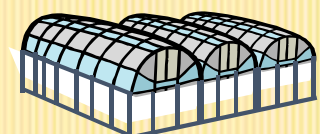
- 需要に応じた品種導入
 - 市場調査による需要動向を把握し、新品種の導入



生産出荷量の確保 品質の安定向上



【土層改良等補助】



【機械・施設補助】

ブランド力強化

- 市場評価の向上
 - 生産拡大とともに出荷期間の拡大（露地、ハウス等の生産拡大）

4 薬用作物等の地域資源を活用した作物の生産振興

〔重点施策〕

国内産需要が高まっている薬用作物等について、新たな栽培品目として栽培技術の確立や販路確保などにより農業所得の向上を図り、水田等の地域資源を生かし生産振興を図ります。

薬用作物の産地化の推進

- ◆ J A, 県, 市で組織する三次市薬用作物等栽培技術研究会が中心となり, 栽培実証など産地化に向けた取組を推進します。
- ◆ 国の研究機関や大学との共同研究による薬用作物の実証栽培を行い, 栽培技術の確立及び栽培マニュアルづくりを行います。
- ◆ 研修会を開催し, 栽培技術などの普及を行い, 新たな生産者を確保し, 生産面積の拡大による薬用作物等の産地化をめざします。
- ◆ 作業の省力化に向けて, 収穫作業や洗浄作業の機械化体系に取り組みます。
- ◆ 医薬品メーカーなどとのマッチングにより, 販路の確保に取り組みます。



機能性作物等の取組の推進

- ◆ 機能性を有する農産物の新規植栽や生産面積の拡大, 新たな加工品の開発などの取組に対し支援を行うことで農業所得の向上, 地域農業の振興を図ります。
- ◆ 遊休農地等を活用した新たな作物の栽培など, 耕作放棄地の未然防止の取組に対し支援します。



実施する主な支援事業

○薬用作物等栽培促進事業

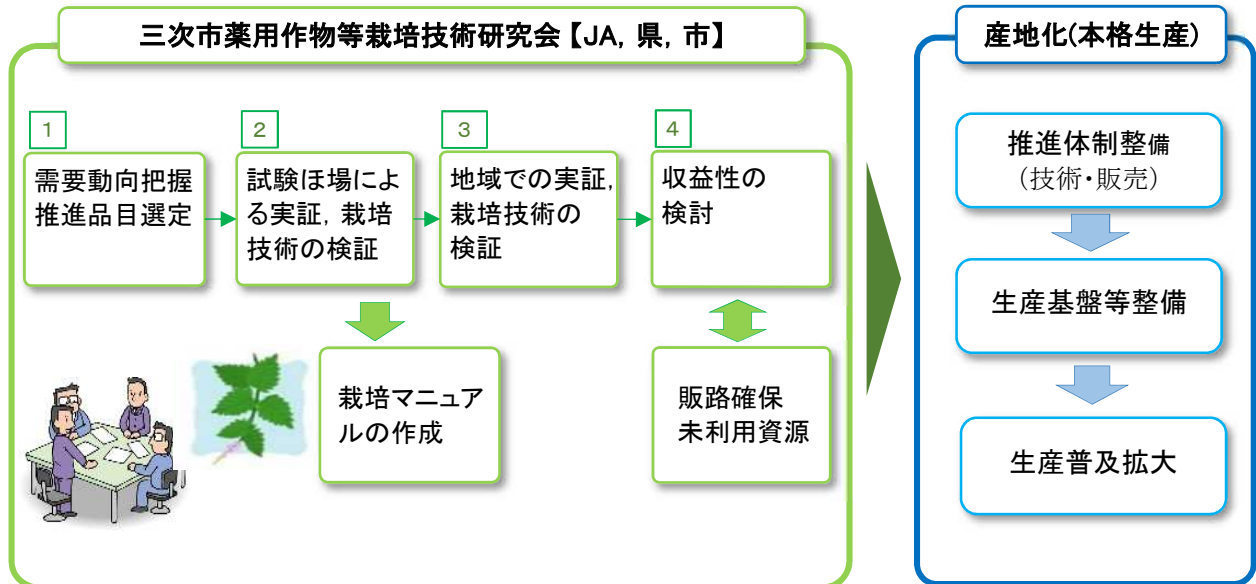
三次市薬用作物等栽培技術研究会による薬用作物等の試験栽培, 栽培技術確立及び活用策の調査・研究に取り組みます。

○機能性作物等活用事業

機能性を有する農産物の新規植栽や生産面積の拡大, 新たな加工品の開発など, 農業所得の向上や地域農業の振興に向けた取組を支援します。

薬用作物の産地化に向けた取組

薬用作物の生産では、国、大学や業界団体等との連携、協力体制を確保し、需要動向とともに栽培適正等を踏まえ試作に取り組み、品質適合成分や生産コスト、産地化の可能性など様々な角度から検討し、本格生産をめざします。



国の研究機関, 大学等



※ 関係機関との共同研究により、需要動向等の情報提供、技術等について指導、助言を受け、栽培技術の確立、販路の確保を図る。

5 みよし生まれ・みよし育ち「みよし和牛」ブランド化の推進

生産規模拡大をめざす担い手を中心に、増頭や生産性向上等に対する支援を行い、安定生産の基盤を強化します。繁殖農家、肥育農家の連携を深め、みよし生まれ・みよし育ちの「みよし和牛」のブランド化を推進します。

「みよし和牛」の増頭、生産規模拡大等支援

- ◆ 規模拡大をめざす担い手農家を中心に、牛舎の新増築や繁殖牛増頭の取組への支援を行うとともに、集落法人への和牛繁殖経営の導入を推進し「みよし和牛」の安定生産を図ります。
- ◆ 経営分析支援、飼養管理技術指導等を行い、経営の安定化を図ります。
- ◆ ICTを活用したスマート農業により分娩監視や発情発見装置等の導入支援を行い、安定した飼育環境の整備を促進します。

「みよし和牛」ブランド化の推進

- ◆ 肥育農家と連携し、優秀な「みよし和牛」の育種改良をさらに進めるとともに、自家育成を中心とした増頭支援による「みよし和牛」のロット確保とブランド化を推進します。
- ◆ ゲノム育種価^{※1}の活用を推進し、優秀種の保留を促進します。



新規就農等の担い手確保の仕組みづくり

- ◆ 空き牛舎等を活用した、畜産業希望者のマッチングの仕組みづくりに関係機関と連携して取り組みます。



実施する主な支援事業

- JA・和牛改良組合・県・市等による産地化・ブランド化推進体制の構築
三次市和牛振興クラスター協議会により地域ぐるみでの和牛振興の取り組みを進めます。
- 繁殖和牛改良増進事業
優秀繁殖雌牛の改良増進（導入・保留・受精卵移植・ゲノム育種価検査）経費を支援し、「みよし和牛」のブランド化を推進します。
- 繁殖和牛飼養環境整備支援事業
和牛繁殖農家の規模拡大に伴う牛舎の新増築や堆肥舎の整備、水田放牧の促進（放牧牛、電気牧柵等の導入）及び分娩監視装置等のICT技術の導入経費を支援します。
- 肥育和牛導入支援事業
三次産黒毛和種肥育牛の導入経費を支援し、「みよし和牛」の増頭を図ります。
- 肉用牛ヘルパー利用助成事業
肉用牛経営の年中無休状況を解消し、安定的でゆとりある経営を支援します。

※1 ゲノム育種価：遺伝子情報（染色体情報）を活用して牛の遺伝的能力を推計した値で、血液等によって遺伝子情報が得られるため子牛の段階で能力を推定でき、種雄牛選抜など改良のスピードアップを図ることができる。

6 酪農の経営基盤の安定強化

県内2位の生乳産地として、酪農の経営基盤の安定強化に向け、乳用牛の増頭、更新に対する支援を行うとともに、自家飼料の増産による経営コスト削減など所得向上への取組を推進します。

酪農経営の効率化に向けた取組の推進

- ◆ 規模拡大を目的に、新たに乳用牛の増頭や経営規模を維持するための乳用牛の更新を支援し、酪農経営の安定強化を図ります。
- ◆ 自家育成牛（搾乳用子牛）の安定生産とあわせて、和牛ET※1による子牛生産などバランスのとれた経営の普及促進に取り組みます。
- ◆ 酪農ヘルパーの利用促進により、安定的でゆとりある酪農経営の確立を図ります。
- ◆ 集落法人等と連携し、WCS用稲※2などの安定供給に向けた取組を推進します。
- ◆ 安定的な生乳生産基盤を維持・拡大するため、乳用牛の育成牧場の整備に向けて関係機関と連携して取り組みます。



7 安全・安心な農畜産物の生産促進

- ◆ 持続性の高い農業や特徴ある農産物の生産を促進するため、耕畜連携を進め、堆肥の利用促進による資源循環型農業を推進します。
- ◆ 使用される農薬（使用回数）及び化学肥料（窒素分量）が慣行栽培の5割以下である「安心！広島ブランド」の認証制度を推進し、安全・安心な高付加価値農畜産物の生産による有利販売への取組を進めます。
- ◆ 農業の持つ資源循環機能を生かし、土づくり等を通じて化学肥料、農薬の使用等による環境への負荷をできるだけ低減した環境保全型農業を推進します。

実施する主な支援事業

○酪農ヘルパー利用助成事業

酪農経営の年中無休状況を解消し、安定的でゆとりある経営を支援します。

○乳用牛増頭・更新促進事業

酪農経営の安定を図るため、規模拡大にむけた乳用牛の増頭・更新に係る経費を支援します。

○堆肥購入促進事業

堆肥を活用した土づくりを行い、資源循環型農業を推進するため、主食用水稲、出荷野菜、花き、果樹等の生産に施用する堆肥購入経費を支援します。

○環境保全型農業直接支払制度

農業者の組織する団体等が、化学肥料・化学合成農薬を原則5割以上低減する取組に支援します。

※1 和牛ET：乳用雌牛に黒毛和牛の受精卵を移植し、妊娠、分娩させ黒毛和牛の子牛を生産すること。

※2 WCS用稲：ホールクロップサイレージの略。稲穂と茎葉部分を一緒に収穫し、乳酸発酵させた飼料

8 需要に応じた米づくりの推進

米の需要量減少や米政策の転換が進められる中、一定の品質と年間を通じた安定的な供給力に加えて、需要に応じた生産等、特色ある米づくりの推進に取り組みます。

消費者や実需者のニーズに応じた多様な米づくりの推進

- ◆ 実需者・消費者ニーズの高い品種を中心として、品質向上による三次産米の評価・知名度の向上をめざした取組を推進します。
- ◆ 直播栽培などの栽培技術を導入し、省力化や生産コストの低減につなげます。
- ◆ 法人間連携によるコスト低減に取り組みます。
- ◆ 飼料用米や加工用米など、需要に応じた計画生産に取り組むとともに、多収品種の推進及び省力化・コスト削減等を図ります。



麦、大豆、山の芋、カーターピーナッツ、小豆の生産振興

【麦・大豆】

- ◆ 市内の加工業者との結びつきを強化し、大規模経営体を中心に需要に応じて生産拡大を行うとともに、安定的な品質・収量を確保するため、栽培技術の向上や機械の共同利用等による効率的な生産体制の構築を支援します。

【山の芋・カーターピーナッツ・小豆】

- ◆ 地域の特産として栽培されてきた山の芋、カーターピーナッツの栽培方法の共有化、技術力の向上を図るとともに、市内全域を対象に新規生産者の確保を図ります。
- ◆ 菓子原料としての適性の高い小豆の生産振興及び生産拡大を推進します。
- ◆ みよしブランド認定制度等の活用により、知名度の向上と販路拡大を図ります。



実施する主な支援事業

○麦・大豆等生産振興推進事業

出荷・販売する麦・大豆・山の芋・カーターピーナッツ・小豆の作付を支援します。

○堆肥購入促進事業

堆肥を活用した土づくりを行い、資源循環型農業を推進するため、主食用水稻、出荷野菜、花き、果樹等の生産に施用する堆肥購入経費を支援します。

○みよしブランド認定事業

特色ある製品のブランド認定取得を促進し、地域ブランドとして情報発信することにより、三次産農畜産物等の付加価値、認知度アップを支援します。

1 地産地消の推進強化

【重点施策】

消費者ニーズが多様化する中で、農業経営の収益性の向上や産地競争力を高めていくため、市内外における農畜産物の需要の創出、消費者や実需者の視点を取り入れた作物栽培、インターネットを活用した販売方法等について、関係機関と連携し生産から販売まで一体的な取組を進めます。

【数値目標】

内 容	令和2年度	令和7年度
地産地消の店認定数（店）	49	60

地産地消の推進

- ◆ 三次産の新鮮で良質な農産物を、直売施設や学校給食、観光施設へ届けるため、出荷野菜等の計画的な作付、安定供給、生産者の拡大にJA等と連携し取り組みます。
- ◆ 三次産の農畜産物及び加工品を、食材として積極的に使用している飲食店を「三次市地産地消の店」として認定することで、三次産農畜産物のPRや消費拡大を図ります。

直売施設等を活用した新たな販路の拡大

- ◆ 消費者等の多様なニーズに応えるため、三次産農畜産物の生産や出荷体制を強化するとともに、多様な販売方法により販売力の強化を図ります。
- ◆ インターネット販売等により三次産農畜産物のPRにつなげるとともに、販路の拡大による農業所得の向上を図ります。



食と農との結びつきの強化

- ◆ 直売施設や学校給食を通じた農産物の供給や、トレックみよし等での対面販売などの取組を強化し、「生産者の顔が見える」関係を強化することで、三次産農産物のファンづくりを進め、生産者の意欲向上につなげます。
- ◆ 地域の食材を活用した、地域の食文化継承の取組を支援します。



実施する主な支援事業

○地産地消の店認定事業

三次産農畜産物及び加工品を食材として積極的に使用する飲食店を認定することで、消費の拡大を図るとともに地産地消を推進します。

○6次産品化支援事業

6次産品の新たな取組に対する施設整備、機械器具等の導入、商品開発の調査研究に要する経費を支援します。

○地産地消応援事業

学校給食への提供、直売所への販売を目的とした農作物の生産促進を図るため、ビニールハウス導入・かん水施設や機械導入経費を支援します。

2 6次産業化の推進と『交流』『情報発信』による販売力の強化

中山間地域の豊かな農畜産物と魅力ある地域資源（自然，食文化，伝統）を生かした多様な6次産業化の取組により，農業を起点とした新たな価値を創出，拡大させるとともに，トレッタみよしを，生産者，販売者，消費者の交流の場として機能強化し，「農業者の所得向上」につなげるよう戦略的に進めます。

【数値目標】

内 容	令和2年度	令和7年度
みよしブランド認定品数（品）	28	47

起業化や事業展開に向けた助言・指導

- ◆ 商工観光部署や関係機関と連携し，生産，加工，製造，販売までの各段階における課題に対し，事業・経営計画の充実に向けた助言・指導等を行います。
- ◆ 安全・安心で地域性・ストーリー性のある農産物への切り替えを推進するなど，加工品の原材料としての利用拡大を支援します。



三次産農畜産物のブランド化の推進

- ◆ 「みよしブランド」として認定し，地域ブランドとして情報発信することで，地域産業の活性化や新たな商品開発につながります。



情報発信による販売力強化

- ◆ SNSなどの様々な情報発信媒体を活用し，三次産品の魅力を発信することで，販売力を強化します。

幅広い農業体験，自然体験ニーズへの対応

- ◆ 農業体験や自然体験への多様なニーズに応えることで多くの都市住民を呼び込み，さらに，直売施設や体験農園，観光農園，農泊用施設等の周遊性を高めることで，交流人口の増加による地域活性化や農畜産物の消費拡大を図ります。



実施する主な支援事業

○6次産品化支援事業

6次産品の新たな取組に対する施設整備，機械器具等の導入，商品開発の調査研究に要する経費を支援します。

○農泊用宿泊施設開業支援事業

多様化する農泊ニーズに対応するための農泊用宿泊施設の開業に要する経費を支援します。

○みよしブランド認定事業

特色ある製品のブランド認定取得を促進し，地域ブランドとして情報発信することにより，三次産農畜産物等の付加価値，認知度アップを支援します。

1 有害鳥獣被害防止対策の強化

〔重点施策〕

市内全域において、鳥獣を寄せ付けない環境を整備し、農作物等の被害防止を図るため、集落ぐるみの総合的な鳥獣被害防止対策（環境改善，侵入防止，捕獲）の普及・啓発に取り組みるとともに、効果的な捕獲体制の充実強化を図ります。

【数値目標】

内 容	R2年度	R7年度
有害鳥獣被害対策に取り組むモデル集落数（集落）	15	30

集落ぐるみによる効果的な対策の推進

- ◆ 集落ぐるみによる効果的な鳥獣被害防止対策の成果を他地域へ波及させる拠点として、総合的な鳥獣被害防止対策を実践するモデル集落の取組を市内全域で推進します。
- ◆ 研修会等を通じて、効果的な被害防止対策及びモデル集落の成果の普及・啓発に取り組み、有害鳥獣に対する集落の自衛力強化を図ります。
- ◆ ICTを活用した「捕獲」と防護柵等による「侵入防止」を組み合わせた、鳥獣被害防止対策を集落ぐるみの取組を基本として推進します。
- ◆ 三次市有害鳥獣駆除対策協議会の各構成機関が一体となった、指導体制の確立をめざします。



有害鳥獣捕獲体制の強化

- ◆ 有害鳥獣の捕獲により農作物等の被害軽減を図るため、三次市有害鳥獣駆除班と集落が連携した効果的、効率的な捕獲体制・駆除活動を推進します。
- ◆ 有害鳥獣を捕獲する担い手を育成するため、第1種銃猟免許の取得を支援し、担い手の育成を図ります。
- ◆ ニホンジカ及びイノシシの積極的な捕獲を推進するため、狩猟期間において一般の狩猟者に対し、捕獲報奨金を交付し、捕獲意欲を高めます。
- ◆ 捕獲活動を効果的、効率的に実施するため、ICTなどの先進的な捕獲技術の活用を推進します。

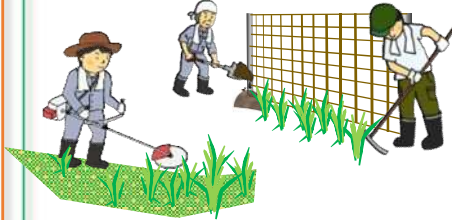


ジビエ（野生鳥獣の肉）の普及・利活用の推進

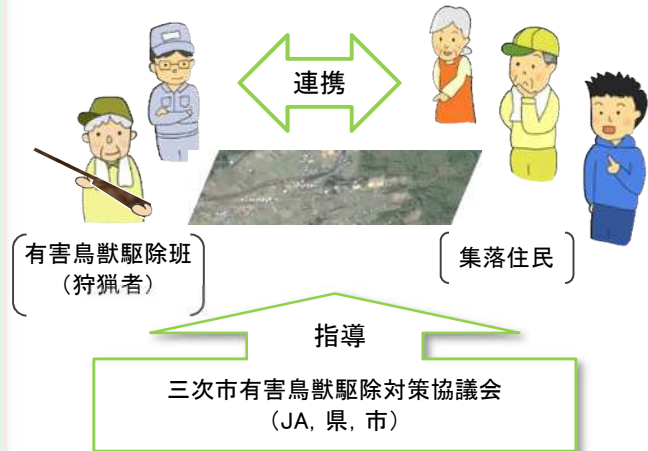
- ◆ 捕獲鳥獣を地域資源として有効活用するため、地域内での消費を促進するとともに、民間加工処理施設、駆除班等と連携し、衛生ガイドラインに基づいた安全安心なジビエの普及を推進します。

三次市 ICTを活用した総合的な鳥獣被害対策モデル集落推進事業

集落ぐるみによる取組推進



※ 集落共同による防護柵等設置及び適正管理



ICT活用等による捕獲体制強化

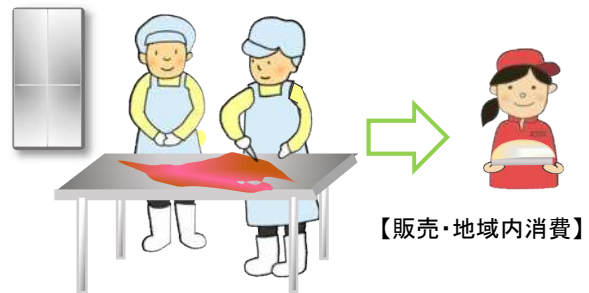
【研修会等開催】
【狩猟免許取得等支援】



※ ICT活用による捕獲の実用化(検証, 講習, 資機材導入等)

捕獲鳥獣の活用

【ジビエ利活用による地域内消費と販売の促進】



実施する主な支援事業

- 鳥獣被害防護柵設置事業（集落対策，個別対策）
有害鳥獣による農作物被害防止を図るため，防護柵設置（資材費）に対し支援します。
- ニホンジカ及びイノシシ捕獲報奨金事業
狩猟期間中（11月15日～2月28日）のニホンジカ・イノシシの捕獲に対し報奨金を交付します。
- 有害鳥獣駆除対策事業
駆除班による有害鳥獣捕獲を支援します。
- 狩猟免許（第1種猟銃）取得等支援事業
三次市有害鳥獣駆除班員の担い手の育成を図るため，第1種猟銃免許の取得等を支援します。
- ICTを活用した総合的な鳥獣被害対策モデル集落推進事業
モデル集落が取り組む捕獲活動等の効果的，効率的な対策を支援します。

2 地域ぐるみによる農地の保全と利用促進

〔重点施策〕

担い手への農地集積や農地の有効利用の推進，農業生産基盤の整備等を行うことにより，農業生産の効率性や生産性の向上を図るとともに，地域ぐるみによる農業・農村資源の活用を促進します。

【数値目標】

内 容	R2年度	R7年度
農地集積率（%）【再掲】	34.6	41
人・農地プラン作成数	45	95

地域ぐるみによる地域農業を支える仕組みづくり

- ◆ 集落による話し合いを通じて作成する「人・農地プラン」をもとに，地域農業を支える仕組みづくりの取組を推進し，担い手への農地集積や農地の有効利用を促進します。
- ◆ 農業委員会や農地中間管理機構等の関係機関と連携し，農地情報を集約化する体制を整備し，経営規模に応じた農地の集積を進めます。



地域ぐるみによる農業・農村の多面的機能維持

- ◆ 中山間地域等直接支払制度や多面的機能支払制度等に取り組み，畦畔管理の省力化など，地域ぐるみでの農地維持活動等を支援します。
- ◆ 自治組織エリア等で，継続的な取組が可能となるよう，広域化組織の設立に向けた推進・支援を行います。



生産性の高い農業生産基盤の整備

- ◆ 農道改良や暗渠排水，ほ場整備等，農地の区画形状や土層改良など農地の耕作条件を改善するための取組を推進し，生産性の向上や担い手への農地集積を図ります。
- ◆ 用排水路やため池等の農業生産基盤の整備を行い，安定的な農業用水の確保や維持管理に要する労力の低減を図ります。

実施する主な支援事業

○人・農地プラン策定支援

集落や地域における話し合いに基づく「人・農地プラン」の作成を支援します。

○農地耕作条件改善事業

農業用排水施設，土層改良，防草対策などの維持管理の省力化等の取組を支援します。

○中山間地域等直接支払制度・多面的機能支払制度

農業生産条件の不利な中山間地域において，集落等を単位とした農業生産活動等を支援します。

本市の農業及び農畜産物の魅力をアピールするとともに、観光交流を通じた新たな産業の創出を図るため、現在、整備中の備北南部農道の沿線に新たな農業公園（生産力強化・新規就農者育成ゾーン、販売力強化・都市農村交流ゾーン）「（仮称）みよしアグリパーク」を整備します。

生産力強化ゾーン

- ◆ ワイン醸造用ぶどうの安定供給を図り、三次産100%ワインの生産性を高めるため、亀の丸地区に3.7ヘクタールの(株)広島三次ワイナリー専用のぶどう団地の整備を行います。
- ◆ ぶどう団地の整備あたり、関係機関と連携し土層改良等を行い、ワイン醸造用ぶどうに適したほ場づくりによる品質向上につなげます。
- ◆ ワイン醸造用ぶどうの品質向上や三次産100%ワインの生産性の向上により、三次ワインの有利販売につなげるとともに、ぶどう産地としての生産力とブランド力の強化を図ります。



販売力強化・都市農村交流ゾーン

- ◆ 周辺施設の集客力を活かした農畜産物の販売力強化や都市農村交流の拡大につけていくため、民間活力を活用した整備を行います。
- ◆ 周辺施設との連携、農山村の魅力と観光需要を結びつけることで、都市農村交流の拡大につなげていきます。
- ◆ 消費者ニーズに対応したサービスを創出し、体験を通じた三次産農畜産物のファンづくり、販売力の強化による農業所得の向上を図ります。
- ◆ トレッタみよしや既存近隣施設などと連携し、一体的に活用ができるようトレッタ周辺の用地の先行取得を行います。



